

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年9月17日（木）16:13～16:42
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

佐藤 猛行 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課課長補佐

梅島 秀樹 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課課長補佐

#### <事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 緑地以外の環境施設の要件緩和について
  - 3 閉会
- 

○富田参事官 それでは、次のセッションでございます。経済産業省にお越しいただいております。

緑地以外の環境施設の要件緩和ということで提案が来てございますので、それについて議論をさせていただきたいと思っております。

では、よろしく申し上げます。

○八田座長 どうもお忙しいところ、お越しくださいますありがとうございます。

早速、御説明をお願いしたいと思います。

○梅島課長補佐 お手元にパワーポイントの資料を用意させていただきました。

工場立地法における緑地及び環境施設についてという資料でございます。横須賀市のほうからの提案では、EVの駐車場、これを工場立地法の環境施設に位置づけてほしいと、そ

うという提案と理解しております。工場立地法の概要を説明させていただいて、その後にEV駐車場と環境施設について説明させていただきたいと思っております。

工場立地法の概要でございますけれども、まず、目的としまして、工場立地の段階から周辺の生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ると、これを目的としております。

対象工場は、製造業、電気、ガス、熱供給業、水力と地熱と太陽光発電所、これは除いております。

それと、規模、敷地面積が9,000m<sup>2</sup>以上、建築面積が3,000m<sup>2</sup>以上ということで、一定規模以上の製造業等を対象とした法律になってございます。

届出義務がございまして、生産施設面積あるいは緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県あるいは市に対して届出をするという仕組みになってございまして、届出から90日間は着工ができないと。ただ、自治体の判断で、これを短縮することができるという仕組みになってございます。

準則の内容というところでございます。工場敷地のポンチ図がありまして、工場の真ん中辺に生産施設、その周辺に緑地とか、あるいは環境施設。噴水とか運動場がございまして、

国が定める準則ということで、3つ規定させております。生産施設面積と環境施設面積、それと緑地面積でございます。

生産施設面積は、物品の製造施設、加工・修繕施設、業種によりまして敷地面積の30%、60%以内ということで、これは、国が一律に策定しております。

環境施設面積については、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものということで、これは、緑地も含めて敷地の25%以上が必要というものになってございます。

緑地以外の環境施設というのは、噴水とか、運動場とか、こういったものでございます。

緑地面積、これは、敷地面積の20%以上が必要と、これが、国が定める準則になってございまして、一番右側に地方自治体が定める準則ということで、環境施設面積と緑地面積については、自治体が、国が定める範囲の中で独自に策定することができるという仕組みでございまして、

次のページに、緑地と環境施設について説明しております。

緑地とは、植栽、その他、主務省令で定める施設ということで、下に1と2がありまして、1は、樹木が育成する区画された土地、または、建築物屋上等緑化施設であって、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。1は、樹木とか立木のことを書いております。

2は、低木または芝、その他の地被植物で表面が覆われている土地または建築物屋上等緑化施設、これは、芝とか花壇とか、そういったもの、これらを緑地というふうに呼んでおります。

下に環境施設ということで説明しております。

環境施設は、この上の緑地と、緑地以外の環境施設ということでございます。緑地及び

これに類する施設で、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして、主務省令で定めるものということで、主務省令では、次の各号に掲げる土地または施設であって、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものということで、明示的に列挙してございます。噴水、水流、池、その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、それと太陽光発電施設ということでございます。

次のページに、緑地面積率、環境施設面積率の基準について、工場立地法に基づく基準を説明してございます。

国が定める、国の準則ということで、環境施設が25%以上、緑地が20%以上、その下に、都道府県準則と市準則というものがございます。

都道府県は、町村部に対して届出等を受け取るというような形になっております。

市準則、これは、市ですね。もともとは都道府県だけだったのですけれども、市については、権限を移譲して、市が独自で受付をしていると、そういう仕組みになってございます。

第1種区域、第2種、第3種、第4種と、それぞれの区域に応じまして、環境施設と緑地が一定の幅を持って、この幅の範囲で都道府県あるいは市が独自に準則を設定することができるというものでございます。

次のページに、EV駐車場の説明を書かせていただきました。これは、経済産業省のホームページから抜粋したものですけれども、充電器の種類としましては、コンセントから引くもの、普通充電ということで、戸建て住宅とかマンションとか、そういったものが中心になってございます。

それと、ポール型、普通充電器、これもマンションとかビルとか、屋外駐車場とか、そういったところにつけるもの。

それと、急速充電、これは、非常に短い時間で、通常だと8時間とか10時間とかかかるところを15分とか30分で充電できるというものでございます。

これは、ガソリンスタンドとか、高速道路のサービスエリアとか、そういったところを想定していると聞いてございます。

ポール型充電は、ケーブルが本体にくっついているものと、くっついていないものと、2種類ございます。

あとは、それぞれ、ポール型充電器と急速充電器ということで写真をつけてございます。

次に、EV駐車場と環境施設ということでございます。

緑地以外の環境施設、これは、法律の4条で、緑地に類する施設ということ、もう一つが、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものであるということ。これを環境施設というふうに呼んでございます。

下のほうに、EV駐車場ということで説明が書いてあります。これは、通常のアスファルトとか、そういった駐車場に充電設備を設置したものというふう理解しております。電

気自動車に充電するための充電設備を設置しているということであり、上の緑地以外の環境施設の1、2に該当することは考えられないのではないかと。このため、EV駐車場を緑地以外の環境施設に追加するという事は適当ではないと考えてございます。

説明は、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今の3ページを見ると、緑地以外の環境施設として、太陽光発電施設と広場とかが入っていますけれども、これは、どういう意味合いなのでしょう。

○梅島課長補佐 太陽光発電施設は、工場立地法の規則を平成24年に改正して、環境施設ということで位置づけております。

太陽光発電施設は、新エネルギーを発電するための施設、一方、EVの駐車場というのは、電気自動車を駐車するためのスペース、場所ということかなと思います。

太陽光発電施設は、周辺の地域の生活環境の保持にも非常に効果があるということで、例えば、災害の非常用電源ということで、太陽光発電、実際にそこで発電をするものですから、周辺の地域に対して、防災とか、保安効果が見込まれるということかなと思っております。

EV駐車場は、一時的には、蓄電という機能がございましてけれども、継続的に、それを使用するという事はできないと考えております。

○八田座長 太陽光は、普通、電力系統につながりから地元で使うということは、まずできないのではないですか。それに対して、EVのほうは系統につなげませんから、そのまま使えますし、それから、ここでも言っているように、災害用の避難場所として使えれば、太陽光のところは使いようがないですね。その意味では、太陽光よりは、はるかに環境施設として適合しているのではないかと思いますけれども、災害のときに、何年も電池が要るわけではなくて、当座は、とにかく電気が要ることのほうが重要なのではないのでしょうか。

それから、何よりも、周りをガソリンの自動車が走り回らなくて、非常にクリーンな自動車が走るということは、周辺にとって環境的には非常にいいことではないでしょうか。

○佐藤課長補佐 すみません、今、おっしゃっていただいた点は、御指摘ありがとうございます。

一方で、今回、横須賀市さんからの御提案を拝見しますと、駐車場にEVの充電器をくっつけたものを環境施設のほうに組み入れてくれないかという御提案だと、我々は理解しております。確かに電気自動車自体は、蓄電機能もあって、そこから、電気を引っ張ってくるということもできるかと思っておりますけれども、駐車場が、その機能を果たせるのかというと、それは、また議論が違ってくるのかなとも思っております。

なので、非常用云々といった点につきましても、駐車場に電気自動車が1台もとまっていけない可能性ももちろんございますので。

○八田座長 限定した場所があれば、そこは認めてもいいと。

○佐藤課長補佐　そこも、限定して、本当に電気自動車しかとまらないのかとか、あとは、電気自動車がとまっているときもあれば、とまっているときもあれば、とまっていないときもあるでしょうし、物すごく広い場所とか。

○八田座長　そういう運用上の問題は、いろいろあるけれども、本当に電気自動車だけがとまっているのは、それはいいと。

○佐藤課長補佐　そこはいろいろ判断があるかと思いますが、我々のほうも即答はなかなかしかなるところではございますけれども。

○原委員　3ページで、環境施設を幾つか並べられていますけれども、どういう考え方で、これが選ばれているのかなというのが、余りよくわからなくて、要するに、緑地と、それ並びということなので、最初はC2の排出とか、そういうところに観点があるのかなと思ったのですが、これは、どうもそうではないのですね。何か周りの住民の人たちにとって、いい環境と思ってもらえるような施設というのをに入れていっていると、そういう理解でしょうかね。

　　そうだとすると、やはり、太陽光発電というのは、本当に、災害非常用という効果がそんなにあるのかどうかって、ちょっと論理的に、ここは整合しているのかどうか、余りよくわからなかった気もしますが。

　　一方で、それは別として、今回の提案について考えると、多分、駐車場に単にEVの施設をくっつけて、従業員の人が普通に駐車場として使っているのが9割方で、それで、たまたまEVの充電設備をつけただけということですと、これは、確かに、もともとの従来指定されている考え方というのは、ずれるのかもしれないですけども、そうではなくて、地域の住民の人たちもぜひ使ってくださいということで充電設備を使ってもらって、それで、地域全体で電気自動車が普及することに寄与するような施設にしていきたいと思います。

　　さらに加えて、1台必ず、夜中か何かに電気自動車をとめるようにして、緊急被害時にも使えるようにしますというような条件をつければ、恐らく、今まで指定されてきたこととの関係では、そんなにずれないというか、むしろ、既に指定されているもの以上に、地域住民にも喜ばれるものになりそうな感じがしますが、そういう条件つきで御検討いただいたら、いかがでしょうか。

○梅島課長補佐　御指摘のように工場と周辺環境との関係は、要は緑地があることによって、緑地が持つ心理的な効果とか、あるいは、緑地であれば、大気も浄化するとか、そういったいろんな効果と、もともと、工場立地法は、敷地があって、真ん中辺に生産施設を配置して、周辺に緑地、それで、また、環境施設、テニスコートとか、そういったものを配置するというような発想に基づいています。

　　それと、電気自動車はどうなのということなのでですけども、電気自動車については、そのEV駐車場に、必ずしも電気自動車が駐車をするわけでもなければ、あるいは電気自動車は、別に、どこでも駐車をすることができますと。それとの一対一関係は、なかなかつけづらいし、日々変動するものなのかなと思っています。

工事立地法は、もともとそういった自動車のようにいなくなってしまうようなものを規制するというよりも、工場のレイアウト規制になっていまして、建屋とか、そういったものを工場の敷地を変更する際に届出をします。それで、変更がなければ、5年も10年も何もなくてそのままになっていると。変更をする際に審査すると。

それで、動いていく自動車は、そういった蓄電の機能はありますけれども、それが常に何台あるのかとか、そういった日々変動するようなもの、これは工場立地法の運用上もなじまないのかなと思っています。

○原委員 今、指定されている施設にしても、どういう条件のものなのかというのは、多分、もう少し細かいルールを定められているわけですね。多分、屋外運動場とかにしても、従業員専用だったら、きっとだめなわけですね、テニスコートとかでも、それでもいいのですか。

○梅島課長補佐 駐車場ですか。

○原委員 いやいや、運動場です。

○梅島課長補佐 運動場は、その使用目的は定めていないので…。

○原委員 従業員専用でも何でもいいのですか。でも、それは、地域の生活環境に全然利かないですね。

○梅島課長補佐 そこは、やはり、一定の緑地などがあって、生産施設との間で緩衝体の機能もありますし。

○原委員 でも、それだったら駐車場でも、そんなに変わらないではないですか。それで、EV充電器があるから、相当の環境に自動車がとまる蓋然性が高いとしたら、十分いいのではないかと。

○八田座長 しかも、災害時に避難場所としても使えますね。

○原委員 はい。そんなゆるゆるで決められているのであれば、十分これとは並びで地域の生活環境の保持にもっといいのではないかと説明がつきそうな気がします。

○梅島課長補佐 災害時の避難用というのは自動車が蓄電の機能があるということなのかなと思うのですけれども、その駐車スペースと蓄電の車というのは、必ずしもリンクしないし。

○原委員 それは、条件づけをしたらいいではないですか。1台必ず、地域に貢献するために、必ず工場で、それをとめるようにするという条件にしたら。

○梅島課長補佐 本法の仕組みから、日々変動するようなものはなじまないかなと思います。

○八田座長 1台は駐車場として使えということ義務づけたら、それは、そんなに日々変動しないですね。

○梅島課長補佐 広い駐車場に電気を充電する口が1つか、2つあって、これがEV駐車場ですというのは、それを地域の人たちがどう考えるかといえば、これまでの駐車場と同じではないかと見られるのではないかと思いますけれども。

- 原委員 地域の方々も、そこへ行って電気自動車の充電をやっているのですよと。
- 八田座長 今までは、EVのステーションなど、そんなにはないですからね。
- 原委員 だから、環境施設の指定の考え方というのが、地域住民に喜ばれるかどうかですと、そういう考え方で指定をしているのだとしたら、それは、従業員専用の運動場よりもよっぽど喜ばれるのではないですか。
- 八田座長 それから、少なくとも災害時の電気の取り入れ口としては、太陽光よりはるかにいいと思います。
- 梅島課長補佐 駐車場なので、駐車場をどう考えるかということに、今、なっているかと思うのですが、駐車場と、電気自動車をセットにということだと、運用上は日々変動するようなものについては、難しいかなと思います。
- 八田座長 駐車場は、大体どこか、いつも常設の駐車場を義務づけるではないですか、その義務づけの場所として使わせたらいいではないか。
- 得体の知れないのがどこかから来るかもしれない、来ないかもしれないというのではなくて、少なくとも1台はきちんと義務づけてしまう。そして、それから、そこにあれば、当然、ほかのが来なければ、採算は伸びませんからね。そういうふうには、環境を汚さない車ではなくて、きれいな車がやってくれるのだらうと、地元も助かると、それで、自分たちも電気自動車を活用できると。
- 梅島課長補佐 太陽光発電は、まさに、そこに施設として設置をして、どこかに行ってしまうわけではなくて、そこに固定をしていて、電気をそこで発電しますと。
- 八田座長 使いようがない。
- 梅島課長補佐 いや、それは使えるということ。
- 八田座長 どうやって、系統につないでいるのでしょうか。
- 梅島課長補佐 それは、審議会でも、そこは使えるという考えがございます。
- 八田座長 一遍電力会社に系統を通じて売って、また、系統から買い戻すことはできません。電力会社は高く買ってくれます。それが目的で太陽光発電をしているので、電力会社を通さずに直接地元では使えないです。それは、同じことですよ。こっちのほうがよっぽど役に立つ。
- 梅島課長補佐 駐車場のほうは、蓄電機能がついているのは、あくまで自動車であって、EV駐車場、本来のスペースに、これをつけただけのもの、これをどう考えるかということであれば、それは、難しいかなと思います。
- 原委員 だから、車が行けば、それで使えるわけですね。
- 梅島課長補佐 これを仮に環境施設だとすれば、今、ある緑とか、そういったものをつぶして、駐車場にして、そこに機械だけを設置すればいいということになる可能性があります。
- 八田座長 おっしゃるのは、こういうことですかね。EVの蓄電池があって、そして、そこに1台駐車して電気を入れると。それから、機械がもう一台あれば、そこ用の駐車場が

ある。この2つの駐車場ならば、認めても、それは、確かに近所の人にも役に立つし、災害のときにも役に立つから、そういう意味でもいいと。

だけれども、今のは2個だけで、あとの、例えば98個には認めたくない、それなら、なるほどねという感じもしますけれどもね。だけれども、その2個は、やはり、いろんな意味で地元にとっては役に立つのではないかと思います。

○梅島課長補佐 どう考えるかなのですけれども、工場立地法で。動いていっていなくなってしまうようなものに。

○八田座長 充電器は動かないですよ。

○梅島課長補佐 充電器は動きませんが、充電器には、別に発電機能もなければ、蓄電機能もないので。

○八田座長 地元の住民には、みんな役に立つ。

○梅島課長補佐 それは、車、EV自動車、電気自動車であって、駐車場の充電器ではない。

○八田座長 だけれども、太陽光などは、地元には何の役にも立たないではないですか。

○原委員 議論が幾つかあって、今、充電器があることによって、地元の住民の人に役に立つでしょうと、それは、今、再三おっしゃられている、車がいなくなってしまうから、関係ないですとは違う論点ですね。そういうメリットが地域住民に対してありますねと、地元の住民がEVの充電器を使えますと。それが1。

それから、2つ目に、非常時に車があれば、それは、非常用の電源として役に立つでしょうと。これは、言われるように、車がいなくなってしまうたら、役に立たない可能性、そのとき、たまたまいなかったら、役に立たないではないですかという議論があり得て、そこは、何か制度的に、あるところには必ず置いておくようにするのかとか、そういう条件づけをするべきなのか、ここはもうちょっと議論のあるところかもしれません。

ただ、いずれにしても、地域住民にとって役に立つという観点で言うと、あと、もう一つ3つ目が、八田先生が言われている、避難場所として、スペースとしても役に立つのではないかと3つぐらいがあり得て、そうだとすると、これまで並んでいるものとの比較で言うと、何か少なくとも十分地域の人たちに喜んでもらえる役に立つ施設になるのではないのでしょうか。

○梅島課長補佐 太陽光発電のように、みずから発電するものではないかなと。

○原委員 だから、今、3つ申し上げましたでしょう。

○八田座長 そういう点を考えて、御検討いただきたいと思うのです。ここに本当に緑地だけというのだったら、また違うかなと思ったのですけれども、やはり地元役に立てば、それでいいという考えならば、これは、今のを見ると、相当役に立つのではないかと思いますね。

○原委員 それで、多分、御省でこういった自動車を普及していこうとされるのであれば、その政策に資するのでしょうか、よろしいのではないのでしょうか。

○梅島課長補佐 経産省がそういった自動車推進しているというのは、確かだとは思いま

す。それはそれで、いろんな支援策、補助金とか、実際にやっていますし、それはそれでやってもらえればいいと思います。

一方で、こちらは、周辺の環境とか、そういったものに配慮した規制法になっていますので、規制法は、そこはそこで淡々と判断させていただきたいと思っています。

○原委員 繰り返しですけれども、これまで指定されているものとの関係でいって、もし、指定基準が地域の住民に喜ばれるかどうかということの指定基準であるとするれば、十分、それ以上のものであるということとは言えるのではないのでしょうか。

○八田座長 今、原さんが整理した論点というのは、余り今まで出てこなかったから、そこをかなり明確にしたと思いますので、そこを御検討いただければと思います。

それから、2つの充電器があるのに、100の駐車場をというのは、これは、確かにどうかと思いますね。だから、そういうことでは、提案者の言うとおりでなくともいいと思いますから、こういうことなら認められるという範囲を、御検討いただければと思います。

○原委員 多分、気にされるのは、これを認めたら、みんな駐車場にしてしまっ。

○八田座長 そう、だから、それはいろんな制限をつけたらいいですよ。

○梅島課長補佐 実際、電気自動車は、別に会社でなくても、自宅で充電を多分したりすると思いますし、それに、いろんなどころにとめることもできますと。

一方で、EV駐車場にも、電気自動車でなくても、違う車もとめることもできるし、だから、お互い振り幅が結構大きいのですね。

○原委員 多分、言われたような問題については、だから、電気自動車専用のスペースとこのを全部にするのか、一定比率つくるのかとか、そういう設定の仕方を考えると。

○八田座長 そこを条件つけてくださればね。

それでは、ちょっと次のもございますので、どうも、よろしく御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。